

徳島県告示第百八十七号

国土地理院長から、次のように基本測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年三月三十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

測量の種類	測量をする地域	測量をする期間
基本測量（電子国土基本図（地 図情報）修正及び国土広域情報 修正）	徳島県全域	令和二年四月一日から 令和三年三月三十一日まで